

デジタル化と資本的支出②

デジタル化と維持修繕費の問題は財務・会計、地方公共団体の財政問題として整理する側面だけでなく最終的にはリスク分担問題として考察する必要がある。

例えば、官民連携において「30万円未満」という金額基準のみで少額修繕として内容を明確にせず、施設の老朽度・稼働率等も考慮せず、回数制限・総額規制もしなければリスク負担の可能性は指定管理者側に大きく偏る。なぜ、指定管理者がそのリスクを負担するのか、負担しないリスクは何かをその理由を体系的に整理し、指定管理者と地方公共団体が共有する必要がある。リスク分担の大原則は、得ている情報・能力をベースに当該リスクに最も対応できる者が負担することである。したがって、指定管理者がリスクを負担する場合、地方公共団体と同様の情報を共有することが前提となる。そのことは、最終的に地方公共団体側のリスクをも軽減し、公の施設からの公共サービスを持続可能なものにする。修繕ではなく買換えの場合、そして情報化時代に不可欠なシステム対応について整理する。

買換費が指定管理料に含まれず地方公共団体の財政資金で行う場合

このケースでは、地方公共団体の財政資金で買換えを行い、地方公共団体自身が所有権を取得することから、原則として指定管理者側に会計処理は特に必要とならない。しかし、この仕組みで会計的に指定管理者が処理していた場合、指定管理者側で問題が生じる場合がある。それは預け金であっても指定管理者が資金管理し備品等を買換え購入していることから税務処理上、指定管理者側に備品購入として処理し減価償却が求められる場合である。指定管理者側からみれば、買換費として支出した金額と同額を地方公共団体側から受取るので何ら益金は発生しない。しかし、受取額を益金として処理し支払額は減価償却処理とすることが求められる場合は法人税負担が発生することになる。このようなケースを避けるには、地方公共団体から預り金処理である旨の公的文書を発行してもらう措置などが必要となる。

買換費を指定管理料に含め金額基準で行う場合

大原則として、指定管理者の買換えによって取得した資産は、指定管理料による場合、指定管理者の所有となる。なぜなら、精算払いではなく支払われる指定管理料は指定管理者の報酬であり、その資金で取得した資産は指定管理者の所有権に属する。しかし、現実の処理では指定管理料の資金で地方公共団体所有の公の施設の備品買換えを行った場合、施設の一体性からその所有権が地方公共団体に属し台帳等に記載することが基本となっている。この場合、原則は指定管理者による地方公共団体への寄付行為として処理することになる。したがって、地方公共団体は寄付を受け入れた手続き、すなわち「寄付受付受領書」を発行し、指定管理者側は寄付行為として税法上損金算入することになる。

しかし、地方公共団体側が寄付受領手続きを行わないケースが多くみられる。その場合には、税法上の問題も生じるため、指定管理者側で行わない理由を確認することが必要である。その際に、前述した、委任の考え方を踏まえて整理していくことになる。地方公共団体が寄付行為として事務処理しない場合、指定管理者側に会計処理上問題が生じる。指定管理者の資金を使用して他人資産を買換え取得したことになるが、指定管理者の貸借対照表に資産計上はできず、当然に減価償却もできない状況となる。こうした場合、どのような会計処理になるか。本来は買換え額を全額費用計上し、税法上損金算入できない部分は税効果会計（企業会計と税務会計のズレを調整し、費用等を適正に期間配分する会計処理）として処理することが基本となる。しかし、現実には処理が複雑化するので、指定管理者の備品として計上し減価償却する処理が行われている例もある。この場合、事例における「30万円未満」の修繕について回数上限や総額規制なしとなると金額が膨らむ可能性があり、その場合は重要性の原則から不適正処理となる場合があるので注意を要する。